

「オンラインアプライ」ご利用規定の変更

○以下のとおり規定を変更予定です。(削除箇所は青、追加・変更箇所は赤字で示しています。)

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 第1条 サービスの概要 2 (6) | 第1条 サービスの概要 2 (6) |
| 新設 | (6)送付した通帳、カードを申込者が受取ったことを当行が確認できた場合、当該口座は利用可能となります。 |
| 第1条 サービスの概要 3 | 第1条 サービスの概要 3 |
| 3. 申込対象は以下のとおりとします。 (1) 普通預金 (2) 総合口座普通預金 (3) 総合口座定期預金 (4) 通帳式定期預金 (5) 自動積立定期預金 (エンドレス型) (6) 証券振替決済口座 (7) 外貨普通預金 (米ドル、ユーロ) (8) 外貨定期預金 (米ドル、ユーロ) (9) N I S A (少額投資非課税制度) 口座 | 3. 申込対象は以下のとおりとします。ただし、事業を営むための口座や屋号の付された名義の口座は開設できません。 (1) 普通預金 (2) 総合口座普通預金 (3) 総合口座定期預金 (4) 通帳式定期預金 (5) 自動積立定期預金 (エンドレス型) (6) 証券振替決済口座 (7) 外貨普通預金 (米ドル、ユーロ) (8) 外貨定期預金 (米ドル、ユーロ) (9) N I S A (少額投資非課税制度) 口座 |